

## 奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）及び奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例（平成30年奈良市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書に添付が必要な書類)

第2条 法第3条第2項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第5条の規定による公表を承諾する旨を記載した書面
- (2) 消防長が発する書面であって、住宅宿泊事業を営もうとする住宅が消防法令に適合していることを認める旨を記載したもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(住宅宿泊管理業者から交付される書面の記載事項)

第3条 条例第4条第2項の住宅宿泊管理業務を適切に実施するために必要な体制が整備されていることを確認するために必要な事項として規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の緊急時の連絡先
- (2) 当該営業所又は事務所において住宅宿泊管理業務を実施するための人員その他の体制（前号の住宅宿泊管理業者が住宅宿泊管理業務の再委託を行う場合における再委託先の事業者の人員その他の体制を含む。）の概要
- (3) その他市長が必要と認める事項

(市長が公表する事項)

第4条 条例第5条第4号の規則で定める事項は、住宅宿泊仲介業者又は旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者が法第2条第8項各号に掲げる行為をするに際して行う広告に記載されている事項のうち市長が必要と認めるものとする。

(住宅宿泊事業の実施の制限に係る要件)

第5条 条例別表制限期間の欄の宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間は、4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日までとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。